

經濟論叢

第七十卷

第四號

農地改革特集

- 農地改革の基本的性格……………山岡亮一 (1)
- 農地改革による農家の變貌……………山崎武雄 (31)
- 近代地主の經營……………關 順也 (39)
- 各府縣農地改革史文獻解題……………編 山岡亮一 (58)
-

(昭和二十七年十月)

京都大學經濟學會

近世地主の經營

——丹波國桑田郡、遠山家、關家の場合——

關 順 也

一 小序

この小論は、丹波國桑田郡河原尻村の遠山家、勝林島村の關權右衛門家の變遷を具體的に考察して、近世における地主の經營の分析を試みたものである。

河原尻村は、大堰川の支流七谷川の扇狀臺地上にあり、戸數百七十、近世の村高千二百六十石、初期以來旗本領である。勝林島村は、大堰川の「古川」と新河道との間の平地にあり、戸數八十、村高は五百七十石、龜山藩領である。兩村共に、夫々大堰川に井堰を設け、殆んど全耕地に灌溉している水田農村である。河原尻村の遠山家は、室町時代初期に勝林島領主となつた中津川家の後裔であり、勝林島村の關家は、大坂方殘黨たる關勤解由の一族と稱する歸農武家である。近世中期以降は庄屋家筋とされているが、近世初期の地位はさう高いものではない。寛文五年遠山家の持高六石、關家は享保四年でも高五石に過ぎ

ない。こうした遠山家や關家が、近世後期になると初期以來の豪農に代つて多くの小作米を收納する地主になつてゐる。これらの本百姓が畜半地主化して行く經過を、その家の手作、小作、家計等の諸記録から考察すると共に、地方經濟の發展や農村構造の變遷の中におけるその意義を考察することが必要である。従つて、近世における兩村の構造の變遷とその中における遠山、關家の位置づけから考察しよう。

二 農村構造の變遷と遠山、關家の位置

近世初期の大堰川筋農村では、封建領主や土豪による水利事業が進展し、(註1)農民による新田開發が盛んに行われた。河原尻村の一部たる「田中」「八軒家」等は、その新田開發に伴う分村であり、「八軒家」の如きは享保三年に出來たものである。勝林島村は、「上島」「中島」「下島」の三部落に分れ、その現在地での成立は、中世末から近世初頭とみられている。共に

「古川」東岸からの新田分村であり、氏神及墓地のある舊位置には今日では人家がなくなつてゐる。

兩村の近世初期の構造を土地所有からみると、表一の通である。遠山家は寛永二十一年では、高二十五石を保持しているが、

表一 近世初期の農民階層

年代 石高	河原尻村		勝林島村	
	寛永31	寛文5	寛永11	寛永17
60石以上	0	1	1	1
30~	1	1	0	0
20~	7	2	2	1
10~	16	13	8	7
7~	13	11	10	8
5~	9	11	10	17
3~	18	18	20	25
1~	28	34	26	32
1石以下	16	23	13	23
計	108	114	90	114
備考	大御物帳	水帳	名客帳	地誌帳

寛文五年では、六石、七反一畝の本百姓となつてゐる。關權右衛門家は寛永年間には不明である。表一の大土地所有は隱農武家が多く、その經營には「下人」や「門家」が使用されている。慶安元年「勝林島村改め」によると、「門家」を含めて下人十五名を使用する源左衛門家をはじめとして、本百姓四十六戸中で十二戸までが「門家」や「下人」を使用している。(註2)「門家」はその家族と共に主家の「下人」として帳上には包括され

ているが、一般の「下人」とは區別され、「隱居、後家、神主」とならんで一戸と認められ、檢地帳上の土地所有も認められてゐる。一方、貧しい本百姓の子弟五十八名が「京奉公、十年十五年縁を切り申候」として年季奉公に出ている。こうした「下人」の獨立化は零細本百姓化を可能にしたのは、集約農業による反當收量の増加と大堰川筋荒地の隱田耕作である。「京奉公」の増加は、「下人」、「門家」の獨立化と共に、土豪の名主的大經營の勞働力を不安定にするものであり、元祿期には「年雇下男」や「日雇」となつてゐる。また、漸増してきた封建貢租(元祿、享保期が最高で、河原尻村は高の五割六分、勝林島村は七割三分)は、近世初期の農村事情のもとでは、零細本百姓の上昇を困難にすると共に、土豪の名主的經營を分解して土地所有の細分化を進めるものであつた。表一にみる零細土地所有の増加傾向はこうした事情である。元祿期は、土豪を中心とした「高百姓」の村落支配に對して「小百姓」層の地位の向上をみた轉換期であつた。勝林島村貞享五年(元祿元年)の「一札之事」は、「年貢役米」や「大堰川井根」の費用を「高割負擔」にしようとする「小百姓」方が龜山藩に訴訟し、勝利を得た「出入り」である。そしてその「出入り」の結果は單に「高割負擔」にとどまらず、村政における「高百姓」の專斷や無理を抑えるものであつた。(註3)また、河原尻村元祿八年「村法度之事」では、「小百姓物代」とも該合の上で、「村中出入」や「年貢

表二 近世後期勝林島村農民階層

年代	寛延元年	天明6年	寛政9年	文化12年	明治4年
石高					
50石以上	0	1	1	1	1
30~	1	1	1	2	2
20~	2	3	4	3	3
10~	13	8	11	14	12
7~	14	14	10	8	2
5~	6	4	4	2	4
3~	10	13	5	8	6
1~	17	12	22	18	12
1石以下	11	18	20	17	7
無高	0	?	?	9	19
計	74	?	?	68	82
備考	帳名寄	帳名寄	帳名寄	年米帳寄	帳名寄

未進」の處置について定めている。しかし、元祿から享保初期にかけての、城下町を中心とした商品經濟の發展は、封建賃租の重壓下に曲められながらも農村の分解を更に進めるものであつた。零細本百姓の没落、そして小作農化をみる他面に、本百姓層の中にはその手作を擴張し、又、地主的土地所有を進める者が出てきた。新田開發も享保期にはこうした地主的開發が多く、享保以後の新田開發は全く停滞している。彼等は、所有地の一部を「年雇下男」數名と「日雇」によつて手作しつつ、他方で小作農化する本百姓等の土地を買いあつめていくものである。そして、近世中期以降、土地所有の規模が高五石―七石を境として上下に分解していく傾向がみられる。(表二、三)

近世地主の經營

表三 寛延元年、河原尻村貢租別農式階層

取米	20石	10	7	5	3	1	1石以下	計
斗口								
50石以上		2						2
30~		3						3
20~	3	3	1					7
10~		9	1	1	1			12
7~		1	7		1	1		10
5~			2	1	2			5
3~				1	9	3		13
1~					4	18	5	27
1石以下						8	42	50
0		5	2	5	6	8	32	58
計	3	23	13	8	23	33	79	187

(寛延元年河原尻村御物成勘定帳による)

表三 註

寛延元年「御取米高」は帳上の貢租高であり、享保七年の「御取米高」とも大差ない。「斗口」は個々人の藏米納入高である。土地賣買は形式上禁止されているので、實際の所有者から「斗口」として納入し、「御取米」納入責任者たる帳上の百姓に振合勘定をつけることになつてゐる。従つて「御取米」と「斗口」とが近いものは變動少ない者であり、「斗口」の多いのは上昇したもの、「斗口」零となつ

第七十卷

二三九

第四號

四一

ている者は、全く小作農化した者のみならず絶家したり、離村した者をも含んでいる。表によると、取米十石以上の場合に上昇が多く、七石以下に没落が多いが、農村全般として没落農家が多くなっているのが後期の状況である。

こうした近世農村の變遷の中で、遠山家や關家はどのような経過をたどっているであろうか。

寛文五年には七反の自作農になつてゐる遠山家は、其後元禄元年まで殆んど變化なく、全部の土地を手作ししている。元禄、寶永の間に下田、荒地等を少しづつ買ひはじめ、享保期には急激な所有増加をみ、幕末には七戸分の家株名義の田畑を合してゐることになつてゐる。村政についても、元禄末期以後、村役人を勤めることもあり、享保期以降は庄屋役として固定してゐる。その土地集中の状況は、表四の通りである。享保期以後には手作地を減少し、文政には殆んど寄牛地主化している。

勝林島村では、明暦四年高九十石の土豪源左衛門家が享保四年には四十石となり、金右衛門、五兵衛、儀兵衛等高三十石前後の本百姓層が出現している。しかし、關權右衛門家は、また五石餘に過ぎない本百姓であつた。

享保六年、大堰川沿いの荒地開墾をめぐる訴訟(註4)以後漸次上昇し、寛延元年には庄屋を勤め、下島部落の五兵衛家とならんで庄屋家筋として固定している。天明年代には、高四十石、源左衛門家に對抗して、關一族の本家正統たることを主張し、

表四 遠山家、土地所有の變遷

年代		寛文5	元禄元	13	正徳4	享保13	安永2	天明4	文政13	萬延元
所有地	石高	6.02	6.5	12.	16.6	24.4	44.4	43.6		34.5
	反畝	7.	7.				42.9			
	貢租		3.19	7.66	13.4	16.9				40.9
手作地	石高		6.5	6.5	6.	8.	3.6	2.6	0.2	3.4
	反畝		7.	7.	7.	10.	4.			4.
	收穫				16.6	26.1				9.2
小作	石高			5.73	10.	16.	34.	40.8		31.1
	小作料			10.15	19.36	26.2	85.3	97.8	113.1	78.8

(註) 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(表四註)

- 1 寛文五年河原尻村「水帳」
- 2 元祿元年「御歳貢納所米指引日記」一 郎兵衛
- 3 元祿十三年「集覺記」「御歳貢納所米指引記」
- 4 正徳四年「午之年萬覺帳」
- 5 享保十三年「申之年萬覺帳」
- 6 安永二年河原尻村「水帳」同年「大福帳」
兩者石高相違し、隣村馬路村「下作四分六歩相合田
四十七石一斗」小作料が別に收納さる。
- 7 天明四年「大福帳」馬路村下作三十一石五斗
- 8 文政十三年「大福帳」馬路村下作記載なし
- 9 安政七年(萬延元年)「大福帳」、「定例御年貢相納
候覺書」貢租率の多いのは、「村免」であり、石高は
「毛附高」であつて、實質はそう變化ない

二町餘の手作を維持しつつ、他方に地主的土地所有を進めてい
る。
要するに、元祿、享保の轉換期を契機として、初期以來の土
豪勢力に代つて新しく村の中心勢力となり、手作を維持しつつ、
他方で地主的土地所有を集中したものである。

近世地主の經營

表五 關權右衛門家土地所有變遷

年代		享保 4	寬延元	寶曆 8	天明 6	文化 12	嘉永 7
所有地	石 高	5.75	12.14	14.31	36.53	36.4	38.78
	反 畝	•	•	•			反 45.
手作地	石 高	•	•	•	20.	14.	16.
	反 畝	•	•	反 10.	21.5	16.	18.
	收 獲	•	•	•	石 33.2	36.2	42.
小作	小作料	•	•	•	石 25.	47.05	50.45
		1	2	3	4	5	6

- (表五註)
1. 享保四年 勝村名寄帳
 2. 寬延元年 同村名寄帳
 3. 寶曆八年 同村名寄帳、手作反畝「作付覺」
 4. 天明六年 同村名寄帳
同年「萬當座日記」「作付覺」
 5. 文化十二年「御年貢納米寄帳」「萬當座日記」
 6. 嘉永七年「御年貢納米寄帳」
同年「大福帳」「萬當座日記」

三 近世地主の經營

1 手作農業の概要

遠山家や關家の手作農業は、既に述べた如く、自作から上昇
して地主化する本百姓が、不耕作地主化しないであつて、
手作である。ここでは、農業技術と雇用關係の點から手作農業

の概要をみよう。

(イ) 農業技術の發達——兩家ともにその手作地は、二毛作の散田であり、一筆の大きさが一反をこえることは稀である。しかし、村全穀からみれば、上田多く、管理にも便利などころが多い。

夏作は稻作中心であり、白給用の棉、大豆、小豆、煙草等が栽培されている。稻の作付面積と平均反當收量の増減は、別表の通である。特別の洪水凶作を除けば遠山家では反當二石四斗、關家では二石二斗が普通作とされる。關家六十年の變遷をみると、作付面積二町以上にもなる場合には反當收量は減じることが多い。稻の品種選擇は早くから行われ、餅、早生を各一二割、中生、晚生種を中心に配分し、年々栽培地を交替させる。同一品種を十五年以上も繼續することは稀であり、品種改良としての「寄出し」も度々行なつてゐる。表六は關家栽培品種の一例である。(別表、及び表六は稿末にあり)

稻作について注意すべきは、苗代と田植である。大堰川井堰は、流筏との關係から舊曆四月上旬に「水戸入れ」をして溜漕準備をし、八月に「井根切」を行うのが近世初期以來の慣習である。苗代播種が三月下旬、田植は五月中旬である。苗代種籾は一反分、享保年代では「八升」寛保で「六升」後期には「三升」となつてゐる。田植は五、六日間に一齊にすませるのが普通で、麥刈から田植までは最も烈しい勞働がつづく。兩家では

「年雇」の外に臨時の「日雇」を入れる。その賃銀も農繁期は特別に高い。享保年代で一日米一升六合(平日は一升)である。ここにも手作擴張の限界がある。

水田裏作は麥類が大部分である。例えば遠山家正徳元年の裏作は「ねじ麥七石七斗、むげやす(裸麥)三石六斗、荒麥との比一石八斗ニ直シ五石四斗」、稻作六反半の大部分が麥裏作である。關家、寛政五年稻作二町八反、裏作一町九反その中で一町二反までが大麥で残りが「むげやす」「小麥」「種」「豆」「えんどう」である。その反當收量は、大麥一石五斗、裸麥一石、小麥九斗が普通作とされている。

肥料の主要なものは堆肥である。七月の「夏草刈」林の「下刈」を堆肥するのは年雇下男の大きい仕事であつた。しかし採草原野は減少し、「牛馬飼肥草」にも不足する状態(註5)となり、正徳年代には、既に「餅干荷」「泔粕」等の金肥が購入使用されているが其後あまり普及しない。關家二町の經營でも二―三畝に過ぎない。農具についても、鋏、唐鋏、鶴はし等の小道具は正徳年代には仕入品購入であり、「土ウス」「カラス」等の使用もみられる。畜力は馬を使用している。關家寛政三年には「カラスキ」「マガワ」の使用がみられ、耕起だけでなく、水減りを防ぐ床土かための役割をしてゐる。關家二町八反の手作もかうした畜力利用によつて出来たものといえるであらう。

要するに、こうした富農層の手作農業は、耕地の地味管理等に有利な地を占め、肥料、農具、栽培技術も他の農民より進んではいても、雇用労働による不利を補い、條件の悪い土地にまで擴張しうる程のものではなかつたといえる。殊に近世後期になつて、勞賃、肥料代等は騰貴し、手作の縮少を促がすことになつた。

(ロ) 雇用關係の變遷——兩家の手作經營は、家族労働の外に、二三名の年雇の下男や下女と臨時的な日雇によつてゐる。年雇下男は手作農業の主要労働力であるが、正徳享保期では、年給米一石六—七斗「月に廿五日奉公」で出勤すれば日割計算で差引をする。その支拂は夏冬二回であるが、前借米、前借銀、未進年賞等を利息をつけて天引きされるので、手取はあまり残らないのが普通である。享保中期になると、代銀支拂が併用されるが「奉公人値段」は「村値段」より低く定められている。關家寛政年間では、月二十五日出勤の成年下男で年二石一斗代銀渡し、文化には三石、文政四年では、「下男丸給銀一四〇匁、下女五〇匁」(米價石四六匁)、嘉永では下男二百匁、慶應には一匁と騰貴している。更に重要なことは、雇用關係が不安定となり、「缺勤」や「脱落」が多く、その出身地も「奥筋」たる山村からの出稼ぎが多くなつてゐる。「日雇」も平日は一日一匁、農繁期は一匁半(米價五十匁—六十匁)であつて、それら他村労働者による場合が多くなつてゐる。(註6)

近世地主の經營

要するに、正徳享保期の雇用關係は初期の「下人」ではないが、まだ村内貧農の隷屬關係に基いてゐる場合が多く、勞賃も低く、現物支拂である。後期になつてそうした雇用關係は漸次維持できなくなり、勞賃も騰貴し、出稼ぎに依存することも多くなつてきてゐる。そこで、そうした不安定で煩雜な雇用關係による手作よりも、封建的土地獨占を基礎とした寄生地主に轉ずるのは自然であり、村内に小作關係が一般化しはじめると、地主手作の労働力、殊に農繁期には雇用労働が不足し、その點からも地主手作は制約をうけてゐる。

2 小作關係の生成

近世初期に決定された村高は比較的低く、(斗代上田一石三斗、中田一石二斗、下田一石一斗)、其後も殆んど増加されることなく貢租の基準とされてきた。更に、年々の「川缺砂入永荒」等について「檢見引」が行われる。従つて年貢に「役米」、「小物成」、「村役米」等を加算した「村免割」は「毛附高」と大差ないまでに苛酷なものではあるが、田地によつては相當な農民手取が残る場合が多くなつた。殊に「毛附」後の耕地面積擴張や土地改良を進めえた田地では、「田高」と實收高には大きい差異ができてきた。そこに、「下作人」に土地を預けて、「預ケ米」をとる地主小作の關係が成立しうるものである。

(イ) 小作關係の變遷——河原尻村寛文五年水帳や勝林島村明曆四年名寄帳によると、本百姓名の横に下作人名を添書して

いる場合が若干みられる。正徳享保期になつて本百姓の土地賣却や質入が多くなると、土地價格は「預ケ米」と「田高」との差額に「徳米」の量によつて決定され、小作關係にも質地小作帳の例をあげると、

喜助之畑田質物ノ覺

一、畑高 六斗六升四合

此三ツ取一斗九升九合

役米 四升

預米 一石六斗

右指引して一石三斗六升

此代 七百四十八匁

一、西ニ開二畝程有之

一斗五升にて下作

此代 五十かけ

こうした質地の小作關係は、その成立事情によつて區々であるが、時代によつても變化している。正徳四年、遠山家の預ケ米十九石、小作人十四名の中で二名の零細農については次の通りである。

一、下ニ小町四畝たらず有之

高 二斗六升四合

役米 五升三合

預米 三斗一升七合

指引して 一斗八升三合

此代 六十匁

一、西ノ開預ケ米 四斗程にて

作徳 二斗二升五合

此代 百十二匁

右之銀四口メ 九百七十匁

利右衛門分

一、北田新地ノ下 田地二反

高 一石一斗二升

預米 二石六斗五升

右出物につき銀五百匁かし

利米銀にて上ケ候ハ、十二ヶ月利

但シ一ヶ月一步ニ宛之算用之事、辰ノ七月より來ル申ノ暮迄五ヶ年ノ年季ニ定夫返候ハ、其時節之田地相場實徳之算用致し増し不足勘定探明可申之事。

一、預米 三斗八升

内 八升菟

内 大豆一斗六升 受取

内 一升 ぶち米入

残 一斗三升 給分にて引

一、預ケ米 五升 嘉介

三升二合

いねかり麥まき 二人日用代

五合 いねこき

二升 御宮火たき

こうした零細小作農の勞働力が「年雇下男」や「日雇」として地主手作や家事日用に安く利用されることが多く、近世初期の體代的下人關係を擬制した「出入り」關係を結合場合もある。小作地は世襲されるのが普通であるが、それも明確な權利でなく、小作料引上の「相對」によつて田を取上げられる場合も多い。明和四年「大福帳」では、「田畑預ケ米七十九石」高三十石、五十六名の小作人をもち、「田を預りたがる者」に小作振替を行つてゐる。近世後期になると、小作人は固定し、土地移動の時には直小作が多くみられる。

農村の窮乏が烈しく、小商賣、賭博「夜遊」が流行し、(註7)一家逃亡、缺落が多くなつた近世末期にみられる直小作は、必ずしも耕作權留保のためではない。年貢未進や災厄に追われた零細本百姓が高利貸的土助購入者に對して高率の徳米を保證させられたものである。そしてそれがまた一層の窮迫に陥れることになるのである。

(日) 小作料——兩村では、小作料を「預ケ米」、「宛米」、「宛口」等と言ひ、地主得分を「徳米」、「作徳」等と記してゐる。既述の如く、享保期には村一般に行われ、手作田畑をも「預米」をもつて表わしてゐる。即ち、檢地帳上の「反畝」「田高」とは別に、「有畝」「石盛」をもつてその田地の狀況を示す。「有畝」は實際面積であり、「石盛」は標準反當生産量である。遠山家、明和四年「有畝」の明らかなものの平均「石盛」は一

石四斗となつてゐる。近世後期になると、特別の場合の外は、「有畝」と「石盛」とから計算した「預ケ米」と「高」とだけが問題となつてゐる。遠山家安政七年正月の「定例心得方」では、「高三十四石五斗」、「役米十石三斗」、「下作宛米七十九石八斗」従つて「作徳米三十五石」となつてゐる。關家所有田の中で、文化三年「九反九畝」「高十一石四斗」の徳米四石八斗、文政二年「三反二畝」「高三石六斗」の徳米二石等の例をみると、反當貢租一石、地主徳米五斗一六斗となつてゐる。徳米率は上田に低く、下田新開等に大きいのが普通であるが、これは「有畝」と帳上の反畝の差や畑地の水田轉換等の隠田收得が地主に吸収され、下田や新開にこれが大きいものである。勝林島村と河原尻村ではこうした地主徳米率が相當異なつてゐることもたしかである。(註8)

要するに、元祿享保期にみられる質地小作關係には、近世初期以來の作り子的な關係がひきつがれてゐるが、近世後期になつて農村の分解、農民の窮迫が進むと、高利貸資本に對する利子保證の意味をもつた直小作が多くみられる。そして小作料は極めて高率となり、農民の窮迫化を一層進めるものであつた。

河原尻村 在所米相場變動表

年 代	石價(%)	年 代	石價(%)	年 代	石價(%)
寛永17年	52	享保10	47	寛政 3年	77
18	48	11	47	11	66
元祿元年	54	12	41	享和 2年	70
2	48	13	37	文化 4年	71
3	39	14	30	6	76
4	53	15	30	7	62
5	56	16	36	8	58
6	56	17	75	10	58
7	53	18	45	11	59
8	56	19	35	12	61
9	54	20	38	13	60
10	55	元文元年	48	14	64
11	58	2	52	15	57
12	67	3	90	文政 2年	50
13	61	4	85	4	42
14	69	5	53	5	52
15	72	6	69	7	58
16	65	寛保元年	66	8	57
寶永元年	63	2	60	9	78
2	58	3	66	11	60
3	70	延享元年	56	12	80
正徳元年	68	2	69	天保元年	73
2	98	3	62	2	70
3	129	4	67	5	124
4	131	寛延元年	63	6	89
5	119	2	64	7	149
享保元年	154	明和 4年	64	10	98
2	134	8	65	11	61
3	123	安永 2年	49	12	64
4	160	5	57	14	71
5	94~63	天明 2年	71	弘化 4年	84
6	64	3	82	嘉永 6年	113
7	46	4	71	安政 6年	135
8	37	5	62	文久 2年	150
9	37	7	78	慶應 3年	700

近世地主の經營

第七十卷

二四六

第四號

四八

(村勘定帳萬覺帳等による)(大凶作年、享保四、五年、元文三、四年、同五年、八年、貞半減文政十二年、天保五、七年等)

3 農家經濟の概要

近世地主の生成をみた元祿享保期は、また、兩村が貨幣經濟にまきこまれていく一轉機でもあつた。旗本領河原尻村では年

頁の三分之一が代銀納となり、龜山藩では、百姓庭米を町方に賣ることを禁じる等農産物の商品化が問題となつてきている。元祿から享保初年にかけての烈しい米價騰貴と享保六年の「新

銀切替」及び其後の低米價は、既に貨幣經濟にまきこまれてい
る農家經濟には大きい影響を與えたものであろう。米の「村相
場」をみると別表の通りである。遠山家享保六年には手持米二
十七石中で二十七石を販賣する外に貸米七石、藏米入札買入六
石である。關家でも年々飯米十石弱を残して數十石を販賣する
外、龜山藩「米御切手」を買いとる場合も多い。こうした地主
の農家經濟を手作經營、小作及高利貸、生計費の二部門から略
述してみよう。

(イ) 手作經營の收支——遠山家享保六年を例にあげよう。
手作面積七反五畝、その收穫米十六石四斗、麥類十石である。
その支出は手作分賃租七石、下男二名の給米及び日雇給米を合
して三石。農家現銀支出二百二十五匁、内で肥料代五割残りか
かじや支拂、馬の迫金、スリウス修理代等であり、米價六十四
匁で換算すると三石五斗、従つて七反五畝の手作収入は米三石
と麥類十石になる。

關家の場合には、文化十三年手作面積二町。麥作地一町七反
の收穫は、米三十石、麥類二十三石である。支出は手作分賃租
約十七石。下男二名及日雇給銀五百匁餘、肥料代五百二十四匁、
農具代五十匁。同年米價六十匁で換算すると十八石弱となる。
従つて、手作二町歩の經營で手取は米四石、麥類二十三石とな
つてゐる。自家勞働や建物、被服等をも計算に入れると極めて
不利なものである。こうした地主手作が暮末まで續續された事

情は同年の計算からもみることが出来る。同年の生計費は飯米
を計算に入れると約三貫匁、これを地主徳米のみに依存すると
すれば、反當徳米五斗としても十町歩の田地、土地價格にして
四十五貫匁の資本が必要である。(同年の地價徳米一石につき
約九百匁)。關家の所有地は約五町歩であつた。従つて封建賃
租の壓力の下にあつては、資本不足から寄生地主化しえず、手
作を繼續しているものである。嘉永五年「萬當座日記」による
と、「家内上八人、下五人」の「年中飯米十石」を以て「麥喰
用多し」と記しているのが、「賣米三十三石」を所有している
地主の經濟生活である。

(ロ) 小作料と高利貸。——正徳三年遠山家の現銀収入には
農産物等の販賣代一貫七百八匁の外に、貸銀八貫七百九十一匁、
借銀四貫七十七匁の高利貸金融がみられる。貸銀は「村入用」
立替と貧農えの小口貸であり、借銀は他村からの大口と村内貧
農からの小口預りがみられる。利子歩合は年一割二分が普通で
あり、小口貸の利率は區々であるが、差引五百匁餘の利子収入
となつてゐる。さらに、高利貸は米、麥、等を貸付ける場合も
多い。關家文化十二年貸銀九百九十匁の大半は村内貧農えの小
口貸で平均一口二十匁に過ぎない。また、白米、荒麥の小貸も
ある。その利子歩合は月一分、大口は五—八厘である。こうし
た高利貸資本は利子収入をはかると共に、村内貧農に對する封
建的關係を維持強化し、質地集中の資本ともなつてゐる。遠山

家享保九年の例では、徳米一石を生む土地の價格は五百五十匁。米價三十七匁であるから年六分七厘の利廻りである。寶曆十三年徳米一石の土地價格五百十八匁、米價六十一匁、従つて年一割餘の利廻りとなつてゐる。關家の例では寛政三年徳米一石につき六百二十七匁、米價七十七匁、年一割二分、文化年間には利廻り割近くなる場合もある。要するに近世中期には高利貸利率より遙かに低いのが普通であつた土地購入資本の利廻りが、近世後期には高利貸利率に近くなつていく傾向がみられる。即ち、米價が騰貴する割合には土地價格は騰貴せず、高利貸利率は殆んど變動がないためである。近世後期の直小作は、米價騰貴の利益を高利貸の地主に吸収する一形態であり、土地購買資本の利廻りを保證する一手段である。そしてこれを可能にしてゐるのが封建體制下の種々の壓力と農村窮迫の事情である。

(ハ) 兩家の經濟生活。——遠山家正徳元年から明治までの「萬覺帳」關家天明以後明治までの「萬當座日記」等によつて、家計收支を概略してみる。

正徳享保期は遠山家の土地集中の目だつてきた時代である。正徳六年と享保六年の「萬覺帳」を整理してみると次の通である。ところで、享保六年の「新銀切替」や享保四、五年の凶作を考慮に入れておくことが必要である。正徳六年手作八反、收穫米二十二石二斗、麥十三石八斗預米は十五石一斗である。米販賣は三石五斗(手取の一割)に過ぎず、林産物たる木材、薪、

竹、栗、柿等の販賣が比較的大きい。その支出は、農業生産費六百三十九匁、中で五百五十三匁までが「油粕」「餅干荷」肥料代であり、これらは茶や煙草に多く用いられたとみてよい。衣食住費は藥代六百六匁、衣服費七十七匁等が大きく、紙代六

支出

遠山家正徳六年現銀收支

1	衣食住費	銀	五〇八・六匁
2	農業生産費		六三九・
3	信仰、交際費		一七九・一
4	其他(米一石買入)		一五四・
5	貸銀		八四一・九
	現銀		二三三・五
6	現物支出下男給米		二石九斗
	田ふしん日雇		二石一斗三升
	買租		一六石八斗四升
	貸付(米麥、茶たばこ等)		米四石三斗其他若干
收入			
1	穀物收入	銀	四三二・匁
2	茶、たばこ收入		一一八・
3	林産物收入		二六五・八
4	借銀		八七一・
	現銀		一六八六・八

5 (小作料) (一五石一斗)
同、享保六年現銀收支

支出

1 衣食住費 銀 五〇八・五匁

2 農業生産費 二八八・一

3 信仰交際費 三六五・五

4 其他(米六石買入) 四二一・六

5 貸銀 不明

6 現物支出下男給米 一五八三・七

田ふしん日雇 三石五斗五升

三石一斗

賃租 (二五石)

貸米 七石

収入

1 穀物収入 一六〇八・八匁

2 林産物収入 三六・

3 借銀 不明

現銀 一六四四・八

4 (小作料) (四三石八斗七升)

十八匁がめだつている。享保六年小作料収入は三倍近くに
なり手作は減じて七反、收穫米十六石である。米販賣は二十七石(手
取の七割)に及び、他方で六石を買い入れている。同年米價は

近世地主の經營

正月六十四匁、六月八十二匁、十二月七十匁と變動し、その利
鞘をとるものである。支出中大きいのは衣食住費五百八匁であ
る。物價變動を考慮に入れると正徳六年に比して生活上をみ
たものであり、衣服費百三十八匁、家具雜貨八十八匁等が大
きい。信仰交際費も膨脹し、參宮費九十八匁「京小遣」等も増加
している。農業生産費は減少し、肥料代百二十三匁馬追金二十
七匁等がみられる。現物支出は、正徳と同様、勞賃支拂であり、
新田ふしん日雇がみられる。新田開發は、其後も繼續し、開發
に働いた貧農に小作させる場合が多く、漸次寄生地主化してい
く。

近世後期には野菜畑を手作するに過ぎなくなつていた遠山家
は、安政六年から三反歩の手作を始めている。全く不耕作地主
であつた弘化四年と安政六年の「大福帳」「萬覺帳」を比較し
てみよう。弘化四年支出の大半をしめる衣食住費中で主なもの
は、麥、糯米等の購入二百十五匁、藥代百二十四匁等であり、
賃銀も下女給銀と家事日雇のみである。農業費は野菜種代等十
二匁に過ぎない。現物賃租の外に、「高掛」銀納百八匁があ
り、小作料にも代銀納がみられる。貸借銀は同年だけのもの
で、弘化四年現銀收支

支出

1 衣食住費 銀 一三四五・三匁

2 借銀 一一・

第七十卷 二四九 第四號 五一

近世地主の經營

第七十卷 二五〇 第四號 五二

3	信仰交際費	二六〇・
4	貸銀	一〇九九・
5	租稅	一一八・七
	〔高掛銀納〕	
	〔現物貢租〕	(約三五五)
	現銀	二八三五・
1	穀物收入	一五三八・
2	雜收入	一一九・七
3	借銀	四七九四・
4	借銀	二一九・
	〔小作料〕	
	〔代銀納〕	(六十石四斗)
	現物	六六七〇・七

1	穀物收入	二九〇七・五
2	林産物收入	六七一・三
3	借銀	六七九・
4	借銀	七七・
	〔小作料〕	
	〔代銀納〕	(六十五石)
	現物	四三三四・八

支出

1	衣食住費	七三〇・三
2	農業費	三一・
3	信仰交際費	五二四・
4	貸銀	三〇〇・
5	借銀利子支拂	五八・八
6	租稅	三三二・八
	〔高掛銀納〕	
	〔買租〕	四十一石六斗
7	不詳	一三九五・八
	〔掛ヶ買拂〕	

なく、年々の累積によるものであり、借銀が大きくなつてい
 収入は米販賣十九石（手持米の七割六分）、雜收入として「古帶
 賣代」自家の下肥、灰までが賣却されている。安政六年稻作か
 ら手作を始め、農業生産費は千荷一駄石灰三俵等の費用である。
 信仰交際費の増加は法事が二度あることによる。七月と極月の
 龜岡商人掛拂が現銀支出の半ばをしめている。その内容は明ら
 かではないが主として衣食住費である。収入は米販賣二十三石
 林産物は割木販賣收入である。此年以後、手作四一五反をつづ
 けて明治期に入る。
 つぎに、關家の場合を簡單に述べよう。文化十三年「萬當座
 日記」「買物小使足役人足當帳」によると、次の通である。手
 作一町九反、米三十九石、麥類二十三石がその收籾である。
 關家文化十三年の現銀收支

收入

1	穀物収入	銀 二七六二・五匁
2	雑収入	一一〇・
3	借銀	七〇〇・
	現銀	三五七二・五
4	小作料	(約五十石)
支出		
	衣食住費	銀 五六四・五匁
2	農業生産費	五七四・
3	信仰交際費	六四・
4	拵拂買物	一四七六・六
5	給銀	四九三・五
6	貸銀	一三〇〇・
7	買租 (高掛金納 現物買租)	不明(進上物六〇匁ヲ含ム) (三十石)
	現銀	四五三二・六

衣食住費中では、衣服費百八十一匁、薬代六十八匁、副食費九十二匁等がみられ、信仰交際費は比較的少ないが、龜岡商人への拵拂買物代が多くて内容は明らかでない。農業生産費は一町九反の手作にしては少なく、肥料代五百二十四匁である。給銀は年雇給銀と共に日雇賃(早乙女、田草取等)も含んでいる。買租は米納年貢の外に高掛銀納があるが、その金額は明らかでない。「大殿様禮物六十匁」がみられる。貸銀一貫三百匁、現

近世地主の經營

物貸として米四石五斗「荒麥」「粃種」等がみられる。現銀収入は米販賣四十四石(手持米の七割八分)雑収入として家賃三十匁等がある。かくて、小作米五十石、手作二町の地主の經濟にも資本蓄積の餘裕は少なく、封建買租の壓力は大きい。

結 び

以上、遠山家及び關家の文書を整理して近世地主の具體的な一例をあげてみたのであるが、詳細な分析は後の機會に譲りたい。要するに、元祿享保期を契機に上昇した本百姓が没落する農民層の上に固着し、寄生地主化の傾向を示しつつも完全に寄生地主化しきれないままで止つていっているものである。そして、龜岡町商人地主の進出をみた明治期に入つて完全な寄生地主となるものである。

註。

1 大堰川井堰及び堤防は、織豊時代に作られ、徳川期に入つても、池、伏樋、堤防や井堰の修理等領主の援助によつて大いに進んだ。例えば河原尻村七谷川工事、貯水池築造は慶長十八年及寛文五年である。又、數十間の隧道工事たる伏樋も多く明暦、寛文年間である。「當村古往今來秘要集」天明三年筆寫、遠山泰次氏藏。

2 慶安元年「勝林島村改め」勝村島屋有文書

「家合七十五間 内六間隠居、内十一間後家、内十一間門家、内一間神主、

近世地主の經營

人高合三百八十人

内百九十四人男 内三十三人男他所に居申候

内百八十六人女 内三十九人女他所に居申候

3 貞享五年勝林島村 「一札之事」 桂信次郎氏藏

丹波史談昭和二十七年特輯號、拙稿参照

4 享保六年「乍恐奉願口上覺」 關 誠三氏藏

丹波史談昭和二十五年特輯號拙稿所載

5 己三月(寶曆十二年)「乍恐口上書」

丹波史談昭和二十五特輯號拙稿

6 文政二年關家年雇下男覺帳摘要

和知 才原村 直八 倅 和助

實十二月十九日に出勤

一、百六十匁 一日 四分一厘六毛

八月朔迄勤 二百四十三日

百一匁八分 休み病氣五人引

和知村 才原 仙助

二月十二日に出勤 一日三分九厘

一、九百五十匁 給銀

廿三日勤 三月六日歸り候

八匁九分七厘

三月六日 錢二百文 かし

保津村 勘吉

(せわ人惣兵衛)

八月廿二日に出勤 十月十二日迄

一、五十一人 内四人半休ニ引

殘四十六人半 一日六分ツ、

代二十七匁九分

九月十二日、十月八日かし

二十匁

殘 七匁九分

四匁 年貢一斗代引

殘而 三匁九分

十一月七日ニ相渡濟

和知 國越村 惣七

三月廿七日に出勤

一、九百六十匁 給銀

右四月十二日夜家出教候

安町 喜兵衛倅 與助

閏四月七日と六月二十二日迄出勤

七十五人 内九人半 休ニ引

六十五人半 一日七分ツ、

代四十五匁八分五厘

八月一九月 十一人半 八匁五分

九月四日と十月三日迄 毎日一匁ツ、

二十六人—二十六人

7 天明四年「奉願口上書」

勝村島區有文書

内容「村内に博奕が流行して困るの
で取締つてほしい」との連判状。

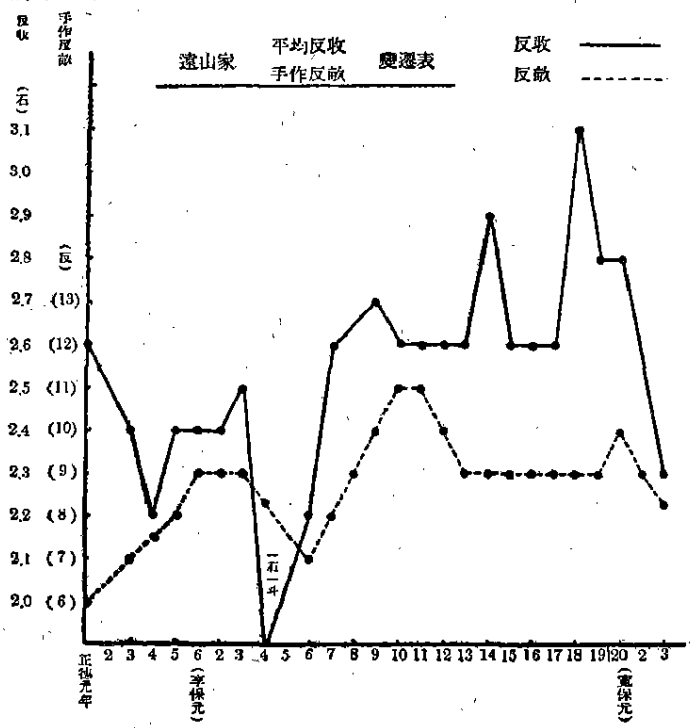
文政二年「村中儉約之定」 同

安政三年「定」申正月「改革之定」等の
村法が多い。

8. 明治十五年戸長農事報告によると、勝
林島村生産高千九百五十石、河原尻村二千
三石である。勝林島村高新田を合して六
百二十石、實租は六百四十石（村物成を
合して）、従つて實際の實租負擔は五割
以上となる。河原尻村高千二百六十石、
永荒をひいて實租（村物成を含めて）は
九百石である。従つて負擔率は四割五分
となる。こうして農民手取は隠田による
所が最も大きかつた。明治の地租改正は
これを徹底的に摘出し、課税している。

(昭二七・三・三)

別表 (1)



近世地主の經營

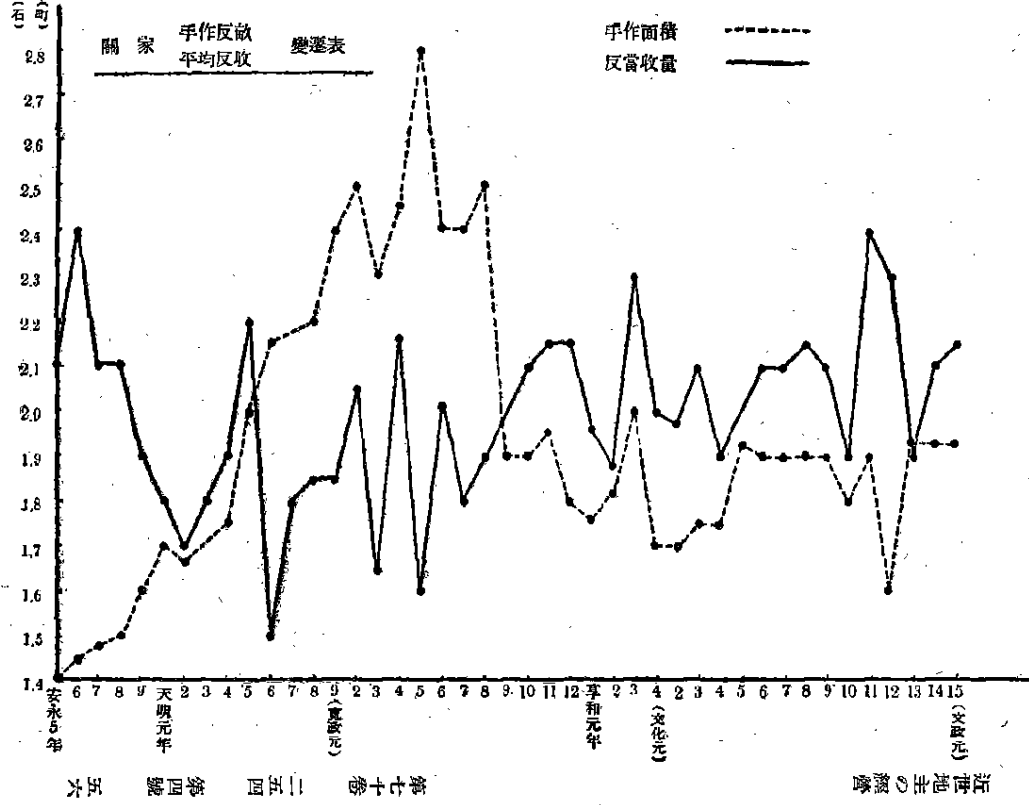
第七十卷

二五三

第四號

五五

別表 (2)



表六 關家の栽培水稻品種

年 代 品 種	寛政												享和			文化											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2	3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
福島																											
くぼ																											
嶋																											
孫寄出																											
彦																											
豊																											
因																											
金																											
前																											
秋																											
越																											
白																											
嶋																											
北																											
源																											
兵衛																											
大																											
新																											
三																											
八																											
松																											
餅																											
赤																											
山																											
七																											
里																											
黒																											
大																											

補註
關家作付の一例
寛政六年寅作米之覺

(品種) (播種面積) (收穫量)

反 石

一、鳥羽餅 三・五 八・二

一、くぼた 四・〇 八・三

一、孫寄出し 二・八 五・一

一、彦八寄出し 三・四 六・六

一、大福 二・七 五・六

一、神福嶋 二・八 六・〇

一、ほうねん 二・五 三・七

一、□ミよさ 一・一

一、三丁四反四畝 五十一石

平均 一反に付 二石九升つゝ

十一月十三日仕廻